

測量・建設コンサルタント等の
入札参加資格を登録されている皆様へ

令和2年3月
(令和2年10月改定)
(令和4年4月改定)
大阪府都市整備部

おしらせ

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）では、令和2年度以降に発注する建設コンサルタント業務等において、技術士の資格を有する配置技術者の資格要件を下記のとおり選択科目まで求めることとします。

○建設コンサルタント業務 （例：該当する業務が「建設部門－道路」の場合）

『管理技術者、照査技術者』

入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）

- ① 技術士 建設部門（選択科目が「道路」に限る。）または総合技術監理部門（選択科目が「建設－道路」に限る。）
- ② シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（道路部門）
- ③ 国土交通省認定技術管理者（建設コンサルタント登録規程により道路部門に認定された者）

※なお、機械部門及び電気電子部門については、技術士の資格を有する配置技術者の資格要件を従来通りとし、選択科目まで求めません。

○地質調査業務

『管理技術者』

入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）

- ① 技術士 建設部門（選択科目が「土質及び基礎」に限る。）、応用理学部門（選択科目が「地質」に限る。）、または、総合技術監理部門（選択科目が「建設－土質及び基礎」、または「応用理学－地質」に限る。）
- ② シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（土質及び基礎部門または地質部門）
- ③ 国土交通省認定技術管理者（地質調査業者登録規定により認定された者）
- ④ 地質調査技士

④については、総合解析業務を含まない場合のみ適用